

社会福祉法人 友あんど愛 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 友あんど愛(以下「法人」という。)の役員及び評議員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 理事が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したとき、また監事が理事会または評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事等の報酬)

第4条 理事長の報酬は、別表2により支給する。ただし、前条による報酬及び実費弁償費は支払わない。

2 理事が理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 評議員の報酬については定款第八条により前条の報酬と併せて年間で総額200,000円以内の範囲で支給するものとする。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員退職慰労金・弔慰金)

第6条 従業員を兼務する役員については役員退職慰労金・弔慰金の対象者とし、役員退職慰労金・弔慰金規程を別に定めるとおりとする。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

(職員兼務者への対応)

第8条 職員を兼務する役員及び評議員は、この規程は適用しない。

(理事長が出席を求めた者への報酬)

第9条 理事長が出席を求めた者が、理事会、評議員会及び法人主催の会に出席したときは、別表4により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(支払時期及び支払い方法)

第10条 支払時期及び方法については給与規程に準じ、報酬を支払うべき事柄のあった直近の締めにて計算し、直近の給与支払日に振り込みまたは現金で支払う

(改正)

第11条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附 則 この規程は平成29年4月 1日から施行する。
改 訂 平成31年4月 1日 施行
令和 3年6月26日 施行